

平成29年6月12日

保護者の皆様

札幌静修高等学校
校長 宮路 真人

「高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書・収入状況届出書」及び
「授業料軽減申請書」の配布について

新緑の候 皆様にはますますご清祥のことと存じます。

さて、「高等学校等就学支援金」の7月以降の申請について「受給資格認定申請書・収入状況届出書」及び「授業料軽減申請書」を配布いたしますので、該当の世帯は平成29年度（平成28年分）の「所得に関する証明書」等必要書類を添えて6月23日（金）までに提出してください。

なお、書類の提出が遅れた場合、就学支援金及び授業料軽減を受けることができなくなる可能性があります。必ず期日厳守で提出してください。

「所得に関する証明書」は「就学支援金」と「授業料軽減」の両方で使用いたします。原則保護者全員分が必要です。詳細については、下記「II 提出物」をご参照のうえ不備の無いように提出してください。

以上よろしく願いいたします。

記

- I 該当基準：保護者が非課税世帯及び市町村民税の所得割が別紙該当基準額未満の世帯
(保護者の合計額)
- II 提出物：①「高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書・収入状況届出書」
②「授業料軽減申請書」
③「所得に関する証明書」（原則所得の有無にかかわらず保護者全員分。
ただし、証明書で控除対象扶養者であることが確認できれば省略できる。）
*市町村民税所得割額が確認できるもの（市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書、納税通知書、市・道民税証明書等）
*生活保護世帯で平成29年1月1日以前から受給していて所得証明書が発行されない場合は、役所で発行される「生活保護受給証明書」
④「就学支援金・授業料軽減申請に関する書類在中」（封筒）
*該当の場合は、封筒に①～③の書類を入れ、該当欄にレ印をして提出してください。
*非該当の場合は、④基準外のため提出しませんにレ印をし封筒のみを提出してください。
- III その他
- ※ 4～6月が非該当世帯も該当になる場合がありますのでご留意ください。
 - ※ 申請書類は漏れなく記入してください。同封の別紙「留意事項」を確認のうえ記入してください。
 - ※ 源泉徴収票では市町村民税額の確認をすることができません。必ずII①～③のいずれかを提出してください。
 - ※ 就学支援金は7月～翌6月まで、授業料軽減は4月～翌3月までの認定期間です。
「就学支援金」と「授業料軽減」の認定期間が異なりますのでご注意ください。
 - ※ 年度途中で世帯の状況が変更になった場合は、速やかに学校までご連絡ください。

【別紙】

I 就学支援基準

1 該当基準： 保護者の平成 29 年度（平成 28 年分）市町村民税所得割額の合計が
304,200円未満の世帯

2 支給金額： **9,900円**

3 加算金額

保護者の市町村民税所得割金額(合計)	加算額	合計支給限度額 (*1)
0 円 (非課税)	14,850 円	24,750 円 (2.5 倍)
100 円以上～ 51,300 円未満 (*2)	9,900 円	19,800 円 (2.0 倍)
51,300 円以上～154,500 円未満	4,950 円	14,850 円 (1.5 倍)
154,500 円以上～304,200 円未満	なし	9,900 円

(*1) 合計支給限度額=支給金額 (9,900 円) +加算額

(*2) 実際の税額算定において 100 円未満の端数は切捨てとなるため 1～99 円と記載がある場合においては 2.5 倍加算の対象となります。

II 授業料軽減基準

1 該当基準： 非課税世帯及び保護者の市町村民税所得割額の合計が
51,300円未満の世帯

2 軽減額： 一種（非課税世帯） → 授業料から就学支援金差引き後
上限 6,500円

二種（市町村民税が
51,300円未満） → 授業料から就学支援金差引き後
上限 7,000円

.....
チェックシート（申請時の確認用にご利用ください。提出不要）

提出書類	チェック欄
高等学校等就学支援金（申請書・収入状況届出書）1 枚目	
〃 2 枚目	
授業料軽減申請書	
所得に関する証明書類 父	
〃 母	
封筒	